

別紙

諮問第1048号

答 申

1 審査会の結論

本件各決定のうち、別表2に掲げる項目3の部分開示決定及び項目4の不開示決定は妥当であるが、項目5の不開示決定についてはこれを取り消し、改めて対象保有個人情報をもとに特定し直して開示又は不開示を判断すべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都教育委員会及び〇〇学校が保有する、開示請求者についての個人情報の全て。特に、以下5項目（別表1）について全て。」の開示を求める本件開示請求に対し、実施機関である東京都教育委員会が令和5年9月29日付けで行った本件各決定のうち、別表2に掲げる項目3の部分開示決定並びに項目4及び5の不開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に係る部分開示決定及び不開示決定は、適切に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年11月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年3月25日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月27日（第245回第一部会）から同年7月24日（第247回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求内容のうち項目 1 から 3 に関して、別表 2 に掲げる項目 1 から 3 までのとおり審査請求人を本人とする保有個人情報をそれぞれ特定した上で、各文書の一部が法78条 1 項 7 号に該当するとして、部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。また、別表 1 に掲げる項目 4 及び 5 に関して、請求に係る記録等を作成又は取得しておらず現に保有していないとして、不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

審査請求人は、実施機関が行った本件各決定のうち、別表 2 に掲げる項目 3 の部分開示決定並びに項目 4 及び 5 の不開示決定について、対象保有個人情報の特定に不備があるとして審査請求を行っている。

そこで、審査会は、本件部分開示決定及び本件不開示決定における別表 2 に掲げる項目 3、4 及び 5 に係る対象保有個人情報特定の妥当性について検討を行う。

イ 本件部分開示決定における対象保有個人情報特定の妥当性について（別表 2 に掲げる項目 3）

実施機関は、本件部分開示決定において、別表 1 に掲げる項目 3 については、別表 2 に掲げる項目 3 のとおり対象保有個人情報を特定し、その全部を開示したとのことである。

しかし、審査請求人は、審査請求書において、開示された記録以外にも対象記録として手書きのメモや音声記録、撮影記録、提出書類等（以下「各種記録」という。）が存在すると主張する。また、反論書において、具体的に送受信の日時及び相手を示して、開示されていないメールが存在すると主張する。

実施機関によると、まず、審査請求人が主張する各種記録のうち手書きのメモは保有個人情報とは言えないものであり、その他は存在しないとのことであった。

次に、審査請求人が反論書においてその存在を主張するメール（以下「当該メール」という。）は、実施機関によれば、東京都教育委員会電子メールの取扱

いに関する要綱（平成29年7月7日付29教総総第711号教育長決定。以下「要綱」という。）2条1号に定める、東京都高度情報化推進システム（東京都における庁内ネットワークを基盤として構成される情報システム。以下「TAIMS」という。）の「電子メール」として、適切に保存した上で、既に異動していた副校長らが適宜廃棄しており、本件開示請求を受け、対象保有個人情報を探した際、存在しなかったとのことであった。

ここで、電子メールの保存及び廃棄について確認するに、まず、保存については、要綱3条4項に、主務課長又は職員は、組織保存電子メール（公文書に該当する電子メールであって、その保存期間が1年以上の電子メール（要綱2条2号））のほか、公文書に該当する電子メールであって保存期間が1年未満のものについて、その必要な期間、適切に保存する旨が定められている。また、廃棄については、要綱5条1項に、共有サーバに保存されている組織保存電子メールがその保存期間を満了したときは主務課長により廃棄される旨が、同条2項に、TAIMS組織ID又は個人IDで送受信したもので東京都教育委員会文書管理規則（平成11年東京都教育委員会規則第64号）の規定により記録等したものは主務課長又は職員によりそれぞれ削除される旨が、同条3項に、TAIMS組織ID又は個人IDで送受信した電子メールであって組織保存電子メールに該当しないものは主務課長又は職員によりそれぞれ削除又は廃棄される旨が、それぞれ定められていた。

審査会が事務局職員に確認させたところ、当該メールは、実施機関においては組織保存電子メールとしても、あるいは公文書に該当する電子メールであって保存期間が1年未満のものとしても、現に存在しないことが確認された。このことを踏まえると、当該メールは、廃棄されたことが窺える。

これらの状況から、別表2に掲げる項目3に係る文書の特定に不自然・不合理な点はなく、対象保有個人情報が適切に特定されたものと認められる。

ウ 本件不開示決定における対象保有個人情報特定の妥当性について（別表2に掲げる項目4及び5）

（ア）別表2に掲げる項目4について

審査請求人は、審査請求書において、別表2に掲げる項目4及び5に対する不開示決定について、項目3の部分開示決定で開示されたメール本文において、○

○学校副校長が「残されていた当時の記録等も確認をいたしました」と記録の存在を主張していることを理由に、当該記録の作成や存在は明らかであると主張している。この点について、実施機関は、退職する職員は退職時に私物を持ち帰り、残留物はないのが一般的であると説明する。

そこで、審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、別表1に掲げる項目4については、審査請求人が主張するような記録を実施機関は作成しておらず、また、職員が退職時に学校に残した私物の処分に関する規程等は存在しないとのことであった。

(イ) 別表2に掲げる項目5について

次に、別表1に掲げる項目5について、実施機関は、メールの文言である「残されていた当時の記録等」とは審査請求人が〇〇学校を退職した日前後である〇年〇月中旬から次月初旬頃の記録等を指しており、該当する文書は存在しないと説明する。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、〇〇学校の共有サーバ内にある業務用フォルダに、審査請求人の同校勤務時の勤務状況について当時の同校副校長が作成した経緯のある文書（以下「勤務状況記録」という。）及びその記載内容の一部を裏付けるものとして、審査請求人の机上进行を撮影した記録（以下「撮影記録」という。）が保存されていることが判明した。この点について、実施機関の説明によれば、勤務状況記録の内容は、弁明書及び理由説明書において開示請求書の記載内容から強く推認されたとする退職時の私物処分に係るトラブルに関連するものという趣旨を満たすものではなく、また、実施機関の職員が組織的に用いる文書ではないと判断したことから、対象保有個人情報として特定しなかったとのことである。

審査会が検討するに、勤務状況記録については、作成経緯や業務用フォルダにおける保存状況から組織共用性がないとは言い難く、またその更新日時からも、別表1に掲げる項目5の文言全体に照らして請求の趣旨を満たし得るものであると考えるのが相当である。一方で撮影記録については、電子データの更新日時等の状況からすると、直ちに請求の趣旨を満たすとは言えないものの、勤務状況記録同様、組織共用性がないとは言い難く、勤務状況に付随する情報と捉えた場合

には請求の趣旨を満たすとも考えられる。

以上のことから、本件不開示決定のうち、別表2に掲げる項目4に係る対象保有個人情報が存在しないことについては、実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、妥当である。しかしながら、同表に掲げる項目5については、少なくとも勤務状況記録を対象保有個人情報として特定すべきであり、また、撮影記録について勤務状況記録との関係性を精査し、対象保有個人情報への該当性を検討することに加え、更に他にも請求の趣旨を満たす保有個人情報が存在しないかどうかを確認した上で、特定した対象保有個人情報の開示又は不開示を判断すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 開示請求内容

項目	開示請求内容	備考
1	○年○月○日から○年○月○日にかけての、○○学校における、 <u>開示請求者の勤務評定</u>	
2	○年○月○日から○年○月○日までの間に、開示請求者が東京都教育委員会に対して、東京都教育委員会公式ホームページ内の以下の2か所の送信フォームより送信した内容について、 <u>東京都教育委員会が、開示請求者から受信した内容などの記録。</u> 及び、それに対して、 <u>東京都教育委員会または○○学校、及びその教職員が返信した内容などの記録</u> 1. あなたの声をお寄せください 2. ハラスメント相談受付(都内公立学校に勤務する教職員専用)	審査請求 対象外
3	○年○月○日から○年○月○日までの間に、開示請求者が○○学校に対して、架電やメール送信あるいは書面送付などを行った内容について、 <u>○○学校及びその教職員が受け取った、その通話内容や受信内容、書面内容などの記録。</u> 及び、それに対して、 <u>○○学校及びその教職員が返信した内容などの記録</u>	
4	○年○月○日○時○分付で、○○学校 ○○ 主幹教諭が、開示請求者に対して行った、「私物に関しては処分させていただきます」との通告について、 <u>誰の指示で、誰が、何時、何を、どのような理由・根拠で、どのように処分したのか、のいずれかあるいは全てに関する記録(私物あるいは処分品についての目録や処分内容、根拠法令あるいは内規など)。</u>	審査請求 対象
5	○年○月○日付で、○○学校 ○○ 副校長が、開示請求者に対して送信したメール『RE: 都民の声への御意見(苦情)に対する回答につきまして』内にある、「また、残されていた当時の記録等も確認をいたしました。その結果、以下の結論に至りました。」との記載について、 <u>この「残されていた当時の記録等」及びそれに関するもの。</u>	

※下線は、審査請求人が記入したもの

別表2 本件開示請求に対する決定及び特定された対象保有個人情報

項目	決定	特定された対象保有個人情報	備考
1	部分開示決定	〇〇人事評価書	不開示部分あり
2		・都民の声入力フォームへの入力内容について 審査請求人と〇〇学校との間でやり取りされたメール ・ハラスメント相談受付への入力内容	
3		審査請求人と〇〇学校との間での送受信されたメール	不開示部分なし
4	不開示決定	なし（請求に係る記録等を作成又は取得しておらず現に保有していないため）	—
5		なし（請求に係る記録等を作成又は取得しておらず現に保有していないため）	